平成20年11月15日発行

月刊 田中けん

第4期 vol.02（通巻34号）

区議会「一人の会」無所属

田中けんは、タバコ１箱1,000円を支持します。

info@t-ken.jp

R100
古紙配合率100%の再生紙を使用しています

お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、「月刊田中けん」への感想文を送ってください。原則、実名によりご紹介しますが、希望者のみ匿名の扱いにします。ただし、誌面の都合上、短文化したり、掲載できない場合がありますので、その点はご了承ください。
多数のご意見をお待ちしています。

弁護士の無料法律相談を受付中

詳しくは、０７０−５５８９−８５５５まで

特集

田中けん逮捕の真相

マスコミによる 田中けん逮捕の問題点検証

週刊誌の現場から 連載第15回

芋ヅル式に取り調べられる

罰金刑の逮捕に捜査員が12人！

「共謀罪」の恐怖が現実になった

滋賀県警による フリーウェイクラブ 副会長逮捕を 検証する

もう始まっている!? 「共謀罪」追い込み 実験

◆週刊現代

滋賀県警による強制逮捕は、警察権力による不当な見せしめ逮捕であるとの観点から、多くのマスコミによってその問題点が指摘されました。その一部をここに再録致します。

読者の皆様によるご判断など、ご意見を頂ければと思います。

三権分立とは、権力の集中や乱用を防ぎ、国民の政治的自由を保障しようとするシステムです。

しかし、日本のように、本来緊張関係にある別組織が馴れ合ってしまっては、国民の政治的権利は保障されません。今回の事件も、警察の暴走を検察が後押しし、裁判所が追認した結果、起こりました。

2009年5月からスタートされる裁判員制度は、権力の暴走を国民の司法参加によって防ごうとする目的で導入されました。

どんなに優れた法治国家であっても、人の行いから間違いを完全に無くすことはできません。

読者の皆様も、今回のケースについてじっくりとお考えいただき、ご判断いただきたいと思います。

江戸川区議選

「高速道無料化」フリーウェイクラブ

逮捕の元副会長が4選

公判中に出馬、あす結審

二十三日開票の江戸川区議選（定数四四）では、高速道路無料化を目指し料金不払い運動を展開した「フリーウェイクラブ」（FWC、現在は解散）元副会長、田中健氏(四二)＝無所属＝が六十人中二十五位で当選した。料金不払いの共謀で道路整備特措法違反の罪に問われ、刑事被告人の立場での出馬だったが、四たび議席を得た。彦根簡裁で行われている公判は二十六日、結審する予定だ。

FWCは一九八七年に設立、多くのメディアで取り上げられた。だが二〇〇五年に同法改正で料金不払いに罰金刑が設けられ、昨年九月に会長が逮捕されるなど、会員の摘発が相次いでいた。

田中氏は昨年十一月、滋賀県警に逮捕された。会の勉強会で「本人の覚悟で始められる市民運動だ」などとあいさつしたことが会員への「指導」とされ、共謀共同正犯に問われた。あいさつを共謀とするのは「拡大解釈だ」などと一貫して容疑を否認し、拘置期間は百十九日間に及んだ。

逮捕前、自宅の家宅捜索を受けた。「書類もみんな持って行かれた。定住して職もあり、証拠隠滅や逃亡の恐れもない。（逮捕は）運動つぶし。見せしめだ」。先月十四日に保釈された時、体重は十五㌔も減っていた。

再起を期した選挙戦では、「少数意見であっても、正しいと思うことは発言し、議論を起こしてきた。違った意見に耳を傾けることが議会、行政に求められるのではないか」と訴え、有権者に信を問うた。

当選を決め「裁判はどうなるか分からないが、有権者に無罪判決をもらった気持ち。頭が真っ白です」と喜びを語った。今後、高速道路不払い運動は行うつもりはないが、「無料化に向けて、形を変えた運動は必要だ」と話していた。（原昌志）

刑事被告人の立場で出馬し、街頭で有権者に訴える田中氏＝江戸川区で

◆東京新聞

高速道路無料通行グループが連続逮捕

フリーウェイクラブよりも〝暴走〟している滋賀県警

高速道路料金を徴収するのは国の公約違反だと考え、抗議運動として旧料金通行を二〇年あまり実行してきたフリーウェイクラブ。罰金刑しかない違反行為なのに、メンバーは連続逮捕され、再逮捕が続く重要犯罪人扱いだ。その背後には一体なにがあるのか。

小谷洋之

「新道路特別措置法によれば、まず旧公団側は私を告訴しなければなりません。反対に私が告訴したいぐらいですが、とにかく告訴してください」（和合秀典／著『払いません』三五館より）

九月中旬に発売された著書での、挑発ともとれる発言に、権力が乗ってしまったわけではないのだろうが、以降、和合秀典氏が会長を務めるフリーウェイクラブの関係者が、次々と逮捕されている。

一連の摘発が、テレビや新聞でも大きく報じられたフリーウェイクラブの「無料通行」とは「高速道路は三〇年で無料開放との約束が、全国の高速道路ネットワークを一般の道路とみなす『料金プール制』の導入により、新規路線の建設により、いつまでたっても実現しない」公約違反に対する「改革を促す」抗議運動であると主張している。

このような活動は、従来では旧道路公団との間の、債務の存在・不存在の民事の問題でしかなかった。

ところが昨年一〇月に施行された改正道路整備特措法により、刑事罰（三〇万円以下の罰金）の定められた犯罪行為となったのである。

この道路整備特措法「料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従って、道路を通行しなければならない」（第二四条三項）

具体的行為にいいかえれば、「無料通行はダメよ」とか「ETC（自動料金収受システム）が義務化したらETCをつけないと犯罪よ」という意味合いになるだろうか。この法改正こそが今回の一連の摘発へと至らせるわけである。

この連続逮捕ともいえる事態で、きわめて特異だと思われるのが、道路整備特措法「共犯」の嫌疑で和合秀典・前会長（大阪支部長）・小川和芳（事務局長）が逮捕されたのである。（和合氏は再々逮捕）、一一月一五日には同嫌疑で同会副会長の肩書きを持つ田中健・江戸川区議会議員が、滋賀県警本部に逮捕された。

この「共犯」とは滋賀県警の発表では、会長・和合秀典氏らと共謀し、会員の女性に今年八、九月、阪和自動車道の和歌山料金所（和歌山市）―御坊料金所（和歌山県御坊市）間などで四回にわたり、料金計四四〇〇円を支払わずに通行させた疑いだという。

より具体的には、六月二四日に開催された「フリーウェイクラブ大阪勉強会」を問題視し、これにより女性に無料通行をやらせた「共謀共同正犯」の根拠となっているというのだ。

上／滋賀県警高速隊の任意同行に応じ、自宅兼事務所を出る田中健江戸川区議会議員。この後、捜査車内で逮捕状が執行された。（撮影／筆者）
下／フリーウェイクラブの通行証。

勉強会が共犯の根拠?!

逮捕の二日前の一三日、筆者は田中氏本人に電話取材をした。

「改正法が施行されてから、フリーウェイクラブの『無料通行』はやっていませんよ。実行犯の女性と面識もないし、大阪勉強会では、共犯になるような、無料通行を勧める発言はしていません」

捜査に対して納得のいかない田中氏は逮捕後も取り調べに対して、完全黙秘を貫いていると聞く。

くり返すが、これで共犯といえるのか？　そこで、キーパーソンともいえる実行犯の女性を探し当て、事実関係の確認を試みた。

「釈放された後で、田中さんが、わたしの共犯で逮捕されたと知ってびっくりしました。確かに私は大阪勉強会に出席しました。しかし、田中さんとは直接、おはなししたことも、挨拶したこともありません。このことは警察でもハッキリと申し上げました。それに私は大阪勉強会に参加する以前からの会員です。私が違反に問われた『無料通行』行為と、大阪勉強会はまったく関係ありません」

実行犯の女性と田中氏のあいだには、ダイレクトな指示関係はまったくない。のみならず、女性は、共犯関係の存在を真っ正面から否定する。この証言を素直に受けとるならば、田中健氏の「共犯」は無実といえるのである。実行行為のない田中氏は冤罪ともいえるだろう。

そう、滋賀県警は無理に無理を重ねて、共犯といえないような無実のひとたちを逮捕しまくっているのである。

問答無用の連続逮捕

これら被疑者に共通する事実を指摘しておかなくてはならない。

事前に道路会社からの違反料金の請求はなし。同様に、警察から事前の呼びだしなどもなかったというのだ。いきなりの家宅捜索や逮捕だったというのだ。

これだけではない。一一月二七日に別件で逮捕された河井泰和氏（京都支部長）は病気療養で入院中だったところを無理矢理、滋賀県警の捜査員に引っ張られていったという。

こうなると、まるで逮捕のための逮捕である。

確かに、昨年一〇月以降、無料通行行為は犯罪となり、にもかかわらず、会報と活動を続けたのは軽率といえるだろうし、しかるべき処分も必然なのかも知れない。

しかしそれに対する手続きがあまりにも乱暴、常軌を逸している。

なにしろ不正通行の罰則は三〇万円以下の罰金にすぎないのだ。

会長・和合秀典氏（一一月二四日に彦根区検が起訴）に対しても、同じく罰金刑で、起訴前に再逮捕をくり返し、この一一月五日にようやく保釈が認められた。

さらに田中氏の件でいえば、罪証隠滅・身元不明・逃亡の恐れのない現職区議会議員に対してなぜ、あえて逮捕状を請求する必要があったのだろうか。かりに裁判において実刑が確定した場合には、未決勾留日数は実刑に編入される。

ならば本事案のように、法定刑が罰金三〇万円以下の罰金刑にすぎない事案に対して、安易に逮捕執行、身体拘束することは、不必要に拘禁者に対していわば「懲役〇日あるいは禁固〇日」といった不利益を課すのと同様の結果となるのだ。つまり、否認（黙秘）する被疑者を限りなく長期勾留する、まさに「人質司法」がまかり通っているのである。

ここまでやる理由は何か？

滋賀県警は、なぜ、このような無茶ともいいようのない捜査を続けるのか。一体、当局の本当の狙いはどこにあるのか……。実はその答えは簡単明瞭である。

この無理な逮捕劇が続くなか、筆者は「なるほど、高速道路の値上げが近いのだなあ」と直感した。

和合氏が「無料通行」の原点ともいえる「首都高五〇〇円通行」をはじめたのは、値上げに対する抗議でもある。つまりボイコットという抗議手段を封じることが、大きな目的であることがわかる。

加えてETCの義務化である。〇三年一二月二日の「政府・与党申しあわせ」で「首都高速及び阪神高速については、（中略）〇八年度を目標として、利用の程度に応じた負担という考え方に基づき、対距離料金制への移行を図る」として、あわせてETC専用道路化の検討をすすめている。

もしこの制度が予定どおりに実現したならば、〇八年度以降の首都高において、ETC車載機を搭載しない車両は「三〇万円以下の罰金」に相当する犯罪となるのである。

「ETCをつけなければ違法」となれば、もはや誰もこの方針にさからうものは現れないだろう。どんなに「なんで権力の都合で、われわれドライバーがETCを付けなくてはいけないのだ」と思ったところで、もはや大人しく従うほか術がなくなるのである。

フリーウェイクラブの面々は、そのためのスケープゴートになったとの見方ができるだろう。

折しもNHK受信料の義務化が検討され、国民年金、国民健康保険料の未納対策としての罰則強化なども、日々喧伝されている。

今回の一連の摘発劇は、「払わない」ひとたちに対する権力の未来像を見せてくれているかのようである。

こたに　ひろゆき・ジャーナリスト。

◆週刊金曜日

区議の私を逮捕した「共謀共同正犯」という罪

「共謀罪」の先取りが始まった

田中けん

本誌は今年三月九日号で、「フリーウェイクラブ」の勉強会に出席し、発言しただけで逮捕された東京都江戸川区の田中けん区議の事件を「区議逮捕が示す『すでにある共謀罪』」という記事で報じた。これを執筆したジャーナリストの小谷洋之氏が釈放後の田中区議にインタビューし、改めて逮捕の不当性に迫る。

――その後、釈放されたのはいつでしたか。

田中　三月一四日です。勾留された期間は、昨年一一月一五日の逮捕から数えて一一九日間でした。その後江戸川区議選が四月二二日にあって、準備期間がほとんどなかったのですがおかげさまで当選できました。しかし一審の彦根簡易裁判所では、六月七日に罰金二〇万円の有罪判決が言い渡されました。もちろん、即日控訴しましたが。

――今回の事件を振り返ってみます。昨年六月に大阪で開かれた「フリーウェイクラブ」の勉強会に田中さんが出席したのがそもそもの発端でしたね。そこでは、どういった内容で講演なされたのですか。

田中　その前にお話しさせていただきたいのは、私が副会長だったこの「フリーウェイクラブ」という会についてです。会自体はすでに解散しましたが、警察や検察はその目的について「高速道路を無料で通行することにある」と主張していますが、違うんですよ。彼らは結局理解してくれなかったようですが、無料化も含め高速道路の問題を市民レベルで考える団体で、少なくともこうした団体は「フリーウェイクラブ」しかなかったと今でも思っています。

――ただ世間では、高速道路の「無料通行」というイメージだけが先行していました。

田中　確かになかには、「無料通行」を一つの運動のやり方として選択した会員もいましたが、それをしなくてはいけないとか、した方がいいとは「クラブ」として主張していたのでは決してありません。会員が「無料通行」をして逮捕されるという事態にまでなりましたが、それでも副会長を続けたのは繰り返すように高速道路の問題をしっかり考えていたのは「クラブ」しかないと思ったからです。

最初から「犯罪組織」扱い

――今回の事件は、その会の勉強会に出席した面識のない女性会員が「無料通行」で逮捕され、略式起訴されたのが直接のきっかけでしたね。

田中　当日勉強会で私が話したのは、国政における高速道路問題の取り上げ方といったようなテーマでした。それと、高速道路での料金の徴収について話したと思います。税金だってお金のない人から無理に取らないのに、本来は無料化が望ましいにもかかわらず、税金に近い料金を有無を言わさず「通行料」という形で取り上げるのはいかがなものかと。最後に、「これからの運動を頑張っていきましょう」という意味で、「決意があれば一人でもできる運動です」というような意味のあいさつで締めくくりました。

――「無料通行」には、一言も触れてはいませんね。

田中　ところが警察や検察は、この「決意」という言葉尻を捉えて「無料通行をすることだろう」と。しかも驚いたことに、会が「組織犯罪だ」と何度も言われました。世の中には市民運動はいくらでもあると思いますが、すべて犯罪予備軍みたいな括り方をしているのかな。

――第一回公判で弁護側が、「なぜ共謀共同正犯を構成するのか」と追及したら、検察側は「犯罪組織の副会長であることが犯罪なんだ」と発言していましたから。

田中　やはり、犯罪組織という認識なんでしょう。

――もともと警察は、副会長の田中区議を逮捕したくて仕方なかった。それで警察が「無料通行」実行犯の会員宅などを家宅捜索した際、田中区議が講演しているビデオを押収し、「これで逮捕できる」と思ったのでしょう。同時に、逮捕された女性は「田中に言われてやった」みたいなウソを新聞記者に平気で流している。しかも、マスコミ各社の記事は全部そうしたトーンだった。

田中　それはひどい。その女性とは、面識もありません。

共謀罪と同じ構造

――しかも、その女性に直接取材して裏を取ったのは僕だけ。本人は、田中さんまで逮捕されたことを非常に驚いていた「全然私とは関係ないのに」と言っていましたよ。これでなぜ「共謀共同正犯」なんでしょうか。もし共謀罪が成立してあちこちで逮捕者が出ても、マスコミはこのように警察側に立って発表通りに書くでしょう。とうにチェック機能は期待できなくなっている。

田中　今回の事件では、私の発言が影響してその女性が「無料通行」を始めたという可能性は、ほとんどゼロだと思っています。それでも共謀共同正犯（注＝共同実行の意思の形成過程にのみ参加し、その実行には参加しなかった者の呼び方。それでも「共同して犯罪を実行した」として罪に問われる場合がある）とされ、起訴・有罪ですから。

――以前本誌でも強調したのですが、本人は別に罪も犯していないのに「話し合っただけで逮捕される」という、法務省や警察が成立を狙っている共謀罪とまったく同じ構造です。

今回、逮捕・起訴・有罪という経験をされて、どのようなお気持ちでしたか。

田中　世の中には、こういうこともあるのかと。そういう意味では勉強になりましたが、こんなことがまかり通ったら、際限なく誰でも逮捕できる。その結果、何も言えなくなるような時代になってしまうのではないか。非常に怖い気がします。それで、同じような境遇を体験したから分かってくれるかなと思い、本誌にも登場した鈴木宗男衆院議員にお会いに行きました。ご本人は私と違って四〇〇日以上拘置所に入っていたようですが、フレンドリーに話を聞いてくれました。

これでは何も言えない時代に

――選挙では、逮捕についてどういう反応があったのでしょう。

田中　私が逮捕されたことを知らない方もいたようですが、苦情というか、抗議のメールが一～二通ありました。それと逮捕直後に、私に代わって政策ビラをまいてくれた両親が罵声を浴びせられたのが一回ほどあったようです。釈放後は知り合いの方と支持者のお宅を一〇〇軒ほど回ったんですが、面と向かって非難されたのはそのうち一軒でした。

――悪いことをやったと思っている人もたくさんいたでしょうね。やはり逮捕イコール悪人という目でみられますから。

田中　だから、ある区民の方から「あんた、捕まったんでしょう」と言われたことがあったんです。「そうですよ。でも、『無料通行』したとかということではないんです」とお答えしたら、それでも「その人たちと関係があったから捕まったんでしょう」と聞かれる。

それで、「仮に関係があったから捕まって当然ということなら、ここで私とあなたが立ち話していても『関係している』ということになるんですよ。田中と関係しているということで逮捕されたら、どう思われますか」と説明しました。「いや、それなら困る」とおっしゃっていましたが……。でも共謀共同正犯の恐ろしいのは、今回の事件のように一対一の立ち話ですらない「関係」でも逮捕できるという点だと思います。

――本当に恐ろしい時代になってきました。しかも、今回の事件に対する世の中の無反応も怖い。

田中　やはり、関心がないのでしょうか。でも、同じ体験をされた人はまだいるのでは。政治家として、こういう世の中は変えていかなければと言う思いを強くしています。

たなか　けん・江戸川区議。
こたに　ひろゆき・ジャーナリスト。
写真撮影／竹内英保

◆週刊金曜日

区議逮捕が示す「すでにある共謀罪」

勉強会で発言しただけで「共犯」に

小谷洋之

政府が制定しようとしている、「話しあっただけで逮捕される」共謀罪。だが、制定前からこの恐ろしい法律は警察によって事実上使われている。

昨年一一月一五日早朝、東京都の田中健江戸川区議は、道路整備特別措置法第二四条三項（料金所の通行方法違反）「共犯」の容疑で、滋賀県警に自宅前で逮捕された。

田中区議は高速道路の無料化を目指し、「改革を促す」として「無料通行」を続けてきた「フリーウェイクラブ」（すでに解散）の副会長。

だがこの「無料通行」は、道路公団民営化に伴う一昨年一〇月の同法改正で罰金三〇万円以下の刑が科される刑事事件となった経緯がある。

区議の逮捕は、昨年八月から九月にかけ、「クラブ」の女性会員に阪和自動車道で四回にわたり、料金計四四〇〇円を支払わない「無料通行をさせた」という理由。この女性は、すでに略式起訴で釈放されている。

つまり田中区議は、実際に「無料通行」した女性の「共犯」とされたわけだが、その根拠が驚きだ。滋賀県警が、他の会員から押収した二〇〇六年六月に大阪で開催された「フリーウェイクラブ」の勉強会の模様を記録したビデオに、田中区議が出席し、その場にこの女性が参加していたというだけなのだ。

筆者は逮捕直前に田中区議に電話インタビューしたが、「昨年の改正法施行で刑事犯罪となってからは、『無料通行』をやっていません。逮捕された女性とは面識もないし、大阪の勉強会では『無料通行』を勧める発言もしていません」と語っていた。

一方、略式起訴となった女性も「田中区議と直接の面識はない。当日の勉強会に参加する以前から会員で、犯罪に問われた『無料通行』行為と勉強会の因果関係はありません」と証言しており、田中区議との「共犯」関係を真っ正面から否定する。

逮捕直前、警察の意図的リークで集まったマスコミにビデオを向けられながら、自宅を出る田中区議。犯罪者扱いしながら、逮捕のおかしさを追及した報道はない。（撮影／筆者）

そうなると、女性会員の「無料通行」の実行と、田中区議の勉強会出席を関係づけて「共犯」と呼ぶのは、あまりにも強引すぎるのは明らかだ。

滋賀県警は、「クラブ」の副会長である田中区議を逮捕するため本人が「無料通行」をやったかどうか徹底的に洗ったもののどうしても見当たらず、そこで苦肉の策として無理矢理「共犯」にした――という情報が流れている。つまり、「まず逮捕ありき」だったのだ。

田中区議は県警の取り調べに対し完全黙秘を貫き、勾留期限が切れる一二月五日に彦根簡易裁判所に起訴された。起訴後も逃亡や証拠隠滅の恐れもないのに勾留が解けず、実に三月三日現在も拘置所に勾留されたまま。弁護士以外の接見禁止も解けておらず、事実上、禁固三カ月の刑の事前執行に等しい。これが最高でも罰金三〇万円程度の罪に対する「刑の事前執行」だとすれば、常軌を逸している。

一月二三日の初公判で、検察側は冒頭陳述で勉強会への出席に加え、「犯罪をすすめる組織の副会長であった」ことが犯罪であると指摘した。これでは本人がまったく犯罪を実行していないのに、「話しあっただけで逮捕される」共謀罪の論理そのものである。

しかもその際、裁判所に提出された証拠が実に興味深い。まず、他の会員とのメールのやりとりなどが有罪とするための主な証拠として提出されている。まず誰か一人をターゲットにして逮捕し、携帯電話やパソコンを押収。次にそこにあるメール記録から関係者を「共謀」の疑いで次々と逮捕していく――という、共謀罪の運用で心配される警察の捜査手法そのものだったのだ。

現行法でここまでできるのなら、共謀罪など不要ではないか。同時に今回の逮捕事件は、警察に共謀罪という法律を与えたらどれだけ恐ろしいことになるかという、事前シミュレーションといっても過言ではない。

こたに　ひろゆき・ジャーナリスト。

◆週刊金曜日

田中けん'S
エッセイ

私の逮捕によって、失ったこと、得られたこと

高速道路を無料化する運動に参加することで、2006年11月15日に逮捕されたことは、私の人生の中でも決して忘れることができないできごとになるだろう。
日本国憲法第38条は以下のように述べている。

1.何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
2.強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
3.何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

日本国憲法にも保障された「黙秘権」を行使しただけなのに、それによって事実上の懲罰となる4ヶ月もの拘留を受けてしまった。
今の日本の警察や検察が憲法違反をしていることは明らかである。
実態はこうだ。警察や検察が気に入るような自供をすれば、短期で拘留が解ける。しかし、否認や黙秘をしたりすれば、長期間拘留される。警察や検察の意に沿わない被疑者には、嫌がらせとしての長期拘留をする実態を身をもって知ることが出来た。日本の取り調べは、相変わらず自供に頼っていて、科学的捜査とは名ばかりの人権無視が日常的に行われている。

黙秘は悪いことだという人もいるだろう。何もやっていなければ正直に話せばいいじゃないかと思う人もいるはずだ。事実、警察の取り調べでも同じようなことを言われた。しかし、黙秘は自分がやましいからするのではない。不利益な事実を隠すことが目的でもない。取り調べによって引き出される自供なるものが、ねつ造される恐れがあり、信じられないからするのだ。言いたいことは裁判において言う。この自分自身の正当性を保つための行動だと理解して欲しい。

話さないから、話させたくなる。よって拷問を行う。

拷問と言っても、日本国憲法は、第36条で「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と述べている。しかし、拷問とは何も殴ったり、蹴ったりしなくてもできる。人は長期拘留されているだけで、精神が病んでくる。少しでも早く自由になりたいと思えば、相手が気に入る嘘だって言うだろう。やって無くても「私がやりました」ぐらいのことは、きっと言わされてしまうに違いない。そう普通の人にはとても耐えられないような状況なのだ。

拷問の目的は、自供させることにある。どんなに痛めつけても、殺してしまっては、自供は取れない。痛めつけて、自供させる。それが拷問の目的であり、現在の日本の警察は、形を変えて、暴力を使わない拷問によって、被疑者から自供を引き出そうとしている。だからこそ、捜査がゆがめられて、犯人でない者を犯人にでっち上げてしまう事件が後を絶たない。

このような捜査のあり方を人質司法という。疑いをかけて逮捕、拘束した人をまるで人質を扱うかのように拘束し続けようとする。それによって、「自分たちの言うことを聞かないとこのまま拘束状態が続くぞ」と暗に脅し、これからの裁判を、警察・検察有利に運ばせようとする方法だ。
なかなかこのような事実は、体験した人でなければわからない。体験した人が語らなければ、決してわからない世界だろう。
このような取り調べは、国連の人権を考える組織から、改善を求められている。この事実があるので、日本は人権を大切にしない後進国といわれる理由にもなっている。

私は逮捕され、黙秘をして、4ヶ月の時間を失った。しかし、拘留が長引いても、自分の信念を曲げることはしなかった。これまで知らなかった警察の取り調べの実態についても学んだ。またそのような警察・検察を指導できず、追認するだけの裁判所の実態についても知った。
私の視野がまた一つ広がったような気がする。問題に気がついたとき、それは私が動くきっかけとなる。日本の警察のあり方、裁判のあり方を変えるべく、私は政治活動を続けてゆく。

政治家にとって、イメージダウンとも言える逮捕の事実を、有権者に対しては、黙秘することなく、告白してきた。それによって、田中けんがどのような人間なのか、同時に日本の警察・裁判のあり方の何に問題があるのかを広く知っていただく機会になれば、私の逮捕・長期拘留は無駄では無かったと思う。

2008年10月14日から、高速道路の深夜割引が5割引となった。
民主党の公約は高速道路を無料にするである。
10月30日の朝日新聞によると、政府・与党は、大都市圏を除く地方では、全線で平日は最低でも３割引きとし、土、日曜と祝日は、普通車はどんなに長距離を走っても千円(一部区間1500円)にする。千円を下回る場合は現行の金額とする方針を打ち立てた。

時代は、田中けんが主張してきた通りに、少しずつ動き始めた。

高速道路の無料化　禁煙の徹底　人口過密の解消

江戸川区議会議員 田中けん

自宅事務所
〒132-0021 江戸川区中央4-25-14
電話 070-5589-8555
E-mail info@t-ken.jp

プロフィール
1966年 江戸川区生/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大学教育学部卒
○1995年4月 江戸川区議会議員選挙 (2789票・41位)当選
○1999年4月 同選挙 (4282票・16位)当選
●2001年6月 東京都議会議員選挙 (12394票・8位)落選
○2003年4月 江戸川区議会議員選挙 (4103票・15位)当選
○2007年4月 同選挙 (3883票・25位)当選

江戸川トライアスロン連合会長、ホームヘルパー2級、スペイン語を勉強中　www.t-ken.jp